

教委職企第1564号
平成25年8月9日

府民文化部私学・大学課長 様

教育委員会事務局
教職員室教職員企画課長

休職・休業中の教員への免許状更新講習修了確認申請手続きの周知について
(依頼)

平素より教員免許関係事務、とりわけ教員免許更新制の円滑な実施に向けてお取り組みいただきありがとうございます。

さて、現職の教員には免許状更新講習の受講が義務付けられており、現在、旧免許状所持者のうち第4グループ及び第5グループに該当する方は免許状更新講習の受講期間及び更新講習修了確認等の申請期間にあたっています。

そのうち、休職・休業中の方についても、第4グループ及び第5グループに該当する方は、定められた期間内に必要な更新講習修了確認の手続きが必要です。もし必要な手続きをせずに修了確認期限を経過してしまうと、期限の日をもって所持するすべての教員免許状は失効し、教育職員を失職することとされています。

なお、心身の故障等の休職、引き続き90日以上病気休暇、育児休業、介護休業などの定められた事由に該当すれば、修了確認期限の延期について申請することができます。その場合、延期期間は休職・休業等の事由がなくなった日から2年2か月以内となります。

貴職におかれましては、貴所管学校園に対し、所属する休職・休業中の教職員が教員免許更新制にかかる申請手続きについて失念等がないよう、改めて周知についてご配慮をお願いします。

(添付資料)

資料1 大阪府教育委員会からのお知らせ

資料2 旧免許状所持者の修了確認期限

資料3 延期（修了確認期限の延期）について

(参考)

大阪府ホームページに、修了確認期限延期の申請手続案内を掲載しています。

http://www.pref.osaka.jp/annai/menkyo/detail.php?recid=5414&sin_recid=11528#shinsei

問い合わせ先

大阪府教育委員会事務局

教職員室 教職員企画課 免許グループ

担当：玉森 哲

電話（直通） 06-6944-6180

FAX 06-6944-6897

Email kyoshokuin-g15@sbox.pref.osaka.lg.jp